Kitakyushu Action! 動かせ、未来。北九州市

令和8年 11 月 1 日

受注者の皆様へ（検査課からのお知らせ）

昨今の物価高騰や、少額随意契約の上限額の引き上げ、受発注者の負担軽減を考慮して、試行していた「工事監督課の検査員（指定検査員）が行う完成検査（いわゆる「簡略型検査」）の範囲の、1，000 万円から 1，500 万円への拡大」につきまして、試行の結果、工事の適正な履行に支障がないことが確認されたため、これを本格運用いたします。

1　簡略型検査対象工事及び内容

請負金額 1，500 万円未満の工事について、工事監督課による事前検査をもって完成検査とする。

（検査課では、提出された竣工書類をもとに工事の完成を確認する。）

2　施行開始日

令和8年 11 月 1 日（試行からの継続移行）

3　関係要綱等および関連記載事項

(1)北九州市請負工事　検査要綱

工事監督課の検査員（指定検査員）が行う完成検査（簡略型検査）は、請負金額 1,500 万円未満の工事が対象です。

但し、工事監督課もしくは受注者から検査課の検査員（専門検査員）による検査の要求があった場合や、技術監理局長が必要と認めた場合は除きます。

(2)北九州市請負工事　成績評定要領

成績評定対象工事は、請負金額が 1,500 万円以上の工事です。

但し、請負金額が 1,500 万円未満の工事についても、工事監督課が特に優秀又は不良工事等であると判断した場合、または、受注者から成績評定の要求があった場合は、評定を行います。

(3)北九州市請負工事　施工計画書点検実施要領

検査課が施工計画書点検を実施する抽出対象は、請負金額が 1,500 万円以上の工事です。

(4)北九州市請負工事若手技術者・女性技術者表彰要綱

表彰対象は、本市発注の、請負金額が 1,500 万円以上の工事を受注した市内企業に所属する方です（注：これは、複数ある表彰対象要件のうちの一つです）。

【お問合せ先】
北九州市技術監理局　技術部　検査課　大上、足立
TEL：　093-582-2038
FAX ：093-582-0690
E-mail：　gi-kensa@city.kitakyushu.lg.jp